

令和2年5月29日

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第5報）（5月29日更新）

国立大学法人 鳴門教育大学

鳴門教育大学は、令和2年5月18日に更新しました標記指針を、全都道府県の緊急事態宣言解除を踏まえ下記のとおり更新することとしました。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

1. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

6月21日（日）までの間は、自粛を求める。

6月1日（月）～6月21日（日）までの間に、やむを得ない事情でイベント等を開催する場合は、必要理由及び感染拡大防止策を記載した書類(様式任意)、実施要項を添付の上、事前に学長宛に提出し、承認を得ること。

2. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

6月1日（月）以降、小規模のイベント等への参加を可能とする。参加の是非については必要性を改めて検討すること。参加する必要がある場合は、感染対策を十分に講じること。

3. 出張・研修・私事旅行について

1) 5月31日（日）までの間、徳島県外へのお出張・研修は自粛を要請する。不要不急の帰省や旅行も自粛を要請する。

2) 6月1日（月）～6月18日（木）までの間、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道（当該地域の経由を含む）へのお出張・研修は必要性を慎重に検討すること。不要不急の帰省や旅行も必要性を慎重に検討すること。

4. 海外渡航について

海外渡航は原則禁止する。